

◎新潟県告示第50号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和7年1月24日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-（エチルアミノ）-2-（2-フルオロフェニル）シクロヘキサン-1-オン（通称名：2F-NE NDCK、2F-2OXO-PCE、2-FXE、2-fluorodeschloro-N-ethyl-ketamine）及びその塩類
- (2) 2-〔（4-メトキシフェニル）メチル〕-5-ニトロ-1-〔2-（ピロリジン-1-イル）エチル〕-1H-ベンゾ[d]イミダゾール（通称名：Metonitazepyne、N-Pyrrolidino Metonitazene）及びその塩類
- (3) （8R）-6-アシル-1-（シクロプロパンカルボニル）-N、N-ジエチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名：1cP-AL-LAD）及びその塩類
- (4) （8R）-1-（シクロプロパンカルボニル）-N-メチル-N-（プロパン-2-イル）-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名：1cP-MiPLA、1cP-MIPLA）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第6号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和7年1月25日